

今治市スポーツパークの指定予定者の選考について

担当課：産業部スポーツ振興課

今治市スポーツパークの指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市高橋ふれあいの丘1番地2
- (2) 施設の設置目的 市民の健康の増進とスポーツによる明朗、健全な精神を育成することを目的とする。

2 募集概要

- (1) 応募受付期間 令和4年9月22日（木）～令和4年9月30日（金）
- (2) 応募者（1団体）

団体名	代表者名	住所
特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ	理事長 村上 康	愛媛県今治市 松本町1丁目1番地9

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市スポーツパーク指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判断し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】 市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組 ・利用料金設定額 ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		50点
【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		15点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】 応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
	現行指定管理者 ・モニタリング結果	8点
	現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か	5点
【Ⅶ】 全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブを指定予定者として選定した。

団体名	特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	44.0点
審査基準Ⅲ	15.0点
審査基準Ⅳ	27.0点
審査基準Ⅴ	12.6点
審査基準Ⅵ	4.9点
審査基準Ⅶ	24.0点
合計	127.5点

○ 審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○ 審査基準Ⅱについては、施設の設置目的に沿った施設運営が具体的に計画されており、これまでの施設管理の実績を踏まえ、他の指定管理施設との互換性を活かすことにより利用者ニーズに柔軟な対応が可能となり、施設の効用を十分に発揮できると評価された。

○ 審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額と同等であり適当と認められた。

(指定管理料基準額(4年間) : 0円)

(指定管理料基準額(4年間) : 特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ 0円)

○ 審査基準Ⅳについては、仕様書条件を満たす人員配置がなされており、職員育成に力を入れていること、市の顔としてのしっかりとした意識を持ち、個々人のスキルアップに努めていること、また、これまでに培った競技団体、地域、その他の団体との連携もより一層の相乗効果が期待できることが高い評価に繋がった。

しっかりと人材確保に努め、平日と休日、平常時とイベント時といった状況に即した臨機応変な職員配置とすることを望みます。

○ 審査基準Ⅴについては、施設の管理により得られた収益は「今治市スポーツ振興計画」の具現化を含め地域社会に還元されることや、地元雇用にこだわり、しっかりと地域に根を張り、施設管理の目指す形として提案された「地元の人による地元のための施設管理」という姿勢が高く評価された。また、現場責任者に女性を登用するなど女性活躍推進や障がい者雇用についても取り組みがなされていると認められた。「子どもが真ん中」となるよう、保護者でもある職員のワーク・ライフ・バランスの積極的な推進を期待します。

○ 審査基準Ⅵについては、これまでの当市における施設管理の安定した実績とモニタリン

グ結果における指摘の改善もしっかりとなされていることから、施設運営を任せるに十分に足りると認められた。

○ 審査基準Ⅶについては、指定管理者制度の趣旨やスポーツパークの設置目的並びに今治市が行うスポーツ振興を十分に理解していることに加え、さまざまな自主事業を通じて、スポーツをする、支える、見るといったそれぞれの立場に合った提案がなされており、0歳から高齢者までの健康維持増進や競技者の技術向上、地域団体との連携も積極的に取り組んでいる姿勢から、今後も円滑な運営が期待できると評価された。

隣接する今治夢・スポーツ（FC今治）が管理する「里山スタジアム」、「夢スタジアム」との連携、課題の解決についても対応できる執行体制となっていると結論しました。

○ 以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営について住民の平等利用が確保できること、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理にあたっては経費縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的・物的能力を有するものであること及び施設の目的を達成するために十分な能力を有しているものと認められたため、当審議会は「特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ」を指定予定者として選定した。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）